

大阪府後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第5号

大阪府後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪府後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(職の設置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、広域連合長が必要と認めるときは、事務局に参事、主幹、<u>担当係長</u>及び主査を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 1～4 (略)</p> <p>5 係長は、上司の命を受け、係の分掌事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。<u>ただし、当該係に担当係長を置く場合、担当係長が掌理する事務及び当該事務に従事する職員の指揮監督を除く。</u></p> <p>6 <u>担当係長は、上司の命を受け、係の分掌事務のうち特定の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>7</u> (略)</p> | <p>(職の設置)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、広域連合長が必要と認めるときは、事務局に参事、主幹及び主査を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 1～4 (略)</p> <p>5 係長は、上司の命を受け、係の分掌事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。</p> <p>【新設】</p> <p><u>6</u> (略)</p> |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。